# <料金改定に関する変更点(下線部が変更箇所)>

IH		新			
14 従量電灯		14 電灯需要			
(1) エネワン中国 A	A プラン		(1) エネワン中国 A	プラン	
イ~ハ (省略)			イ~ハ (省略)		
ニ 料金			ニ 料金		
料金は、その1月の	使用電力量にもとづき次によって算定された金額	および別表1(再生	料金は,その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額,別表1(再生可能		
可能エネルギー発電	電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エス	ネルギー発電促進賦	エネルギー発電促進	生賦課金)(3)によって算定された再生可能エネル	ギー発電促進賦課
課金の合計といたし	します。 ただし、電力量料金は、別表 2(燃料費調	整)(1)イによって	金, 別表 2 (燃料費	調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額および	/別表3 (離島ユニ
算定された平均燃料	料価格が 26,000 円を下回る場合は,別表 2(燃料費	調整) (1)ニによっ	バーサルサービス調整) (1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計		
て算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって		といたします。			
算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによっ					
て算定された燃料費調整額を加えたものといたします。				_	
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	292円87銭	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	658円41銭
	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時ま	20円76銭		15 キロワット時をこえ 120 キロワット時ま	32円11銭
	での1キロワット時につき	201170 112		での1キロワット時につき	32   111 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
電力量料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時ま	26円07銭	電力量料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時ま	41円67銭
电刀重付亚	での1キロワット時につき	201101 112		での1キロワット時につき	41   107 11%
	300 キロワット時をこえる	26 III 00 \$±		300 キロワット時をこえる	44円80銭
	1 キロワット時につき	26円90銭		1キロワット時につき	44   100 mg
木 (省略)		木 (省略)			
(2) エネワン中国 B プラン		(2) エネワン中国 B プラン			
イ~ハ (省略)		イ~ハ (省略)			

### ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金<u>および</u>別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)エによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	396円00銭
-------------------	---------

### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの	17円53銭
1キロワット時につき	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット	22 円 95 銭
時までの1キロワット時につき	77 1 1 22 AX
300 キロワット時をこえる	23円68銭
1キロワット時につき	23   100 班

### ホ (省略)

#### 15 低圧電力

エネワン動力プラン

(1)~(3) (省略)

(4) 料金

#### ニ料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2 (燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

### (4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	474円10銭
-------------------	---------

## (口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29円14銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時につき	38円26銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41円09銭

### ホ (省略)

## 15 電力需要

エネワン動力プラン

(1)~(3) (省略)

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)エによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)エによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)エによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき 999円90銭

#### 口 電力量料金

電力量料金はその1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第1段階	最初の[契約電力×110]キロワット	14 田 05 全	12 田 66 発
料金	時までの1キロワット時につき	14円95銭	13円66銭
第2段階	[契約電力×110]キロワット時をこ	20 田 42 全	20 田 42 全
料金	える1キロワット時につき	20円43銭	20円43銭

### ハ (省略)

(5) (省略)

## 追加

料金は、基本料金、電力量料金、別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

### イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,217円15銭
-----------------	-----------

### 口 電力量料金

電力量料金はその1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

	使用電力量	夏季料金	その他季料金
第1段階	最初の[契約電力×110]キロワット	28円57銭	26 EL 02 6#
料金	時までの1キロワット時につき	20 门 37 践	26円03銭
第2段階	[契約電力×110]キロワット時をこ	24 ⊞ 05 全	22 円 00 往
料金	える1キロワット時につき	34円05銭	32円80銭

### ハ (省略)

### (5) (省略)

## 附則3 本約款等の実施にともなう切替措置

令和5年3月31日以前から供給契約が継続し、令和5年4月1日から令和5年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率、燃料費調整額の算定諸元は、次のとおりといたします。また、別表3(離島ユニバーサルサービ

	1		
ス調整)に定める離島ユニバーサルサービス調整額は申し受けません。(1) Ⅲ (契約種別			
	および料金)の料金率については14(電灯需要)(1)ニ,(2)ニおよび15(電力需要)(4)		
	にかかわらず、次のとおりといたします。		
	イ エネワン中国A	プラン	
	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時ま	で 292円87銭
		15 キロワット時をこえ 120 キロワッ	<u> </u>
		での1キロワット時につき	20円76銭
		120 キロワット時をこえ 300 キロワッ	ト時ま
	電力量料金	での1キロワット時につき	26円07銭
		300 キロワット時をこえる	
		1キロワット時につき	26円90銭
	ロ エネワン中国 B プラン		
	(4) 基本料金	<u> </u>	
			396円00銭
			750   100 政
	(中) 電力量料金	1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	
	最初の 120 キロワ		17円53銭
	1キロワット時に		
	ワット時につき		22円95銭
	<u>300 キロワット時をこえる</u> 23		23円68銭
	1キロワット時につき		
	ハエネワン動力プラン		
	(1) 基本料金		
	契約電力1キロワ	<u>'ットにつき</u>	999円90銭
	(ハ) 電力量料金		

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第1段階	最初の[契約電力×110]キロワット	14円95銭	13円66銭
<u>料金</u>	時までの1キロワット時につき	14   1 93 政	13   100 政
第2段階	[契約電力×110]キロワット時をこ	20 ⊞ 42 ᢓ₽	20 田 42 建
<u>料金</u>	える1キロワット時につき	20円43銭	20円43銭

(2) 別表 2 (燃料費調整) の算定諸元については、別表 2 (燃料費調整) (1) イ, ロおよび (2) にかかわらず、次のとおりといたします。

## $\lambda$ $\alpha$ , $\beta$ , $\gamma$

供給区域	<u>a</u>	<u>β</u>	<u>γ</u>
中国電力ネットワーク株式会社	0.1543	0.1322	0.9761

## 口 基準燃料価格

供給区域	基準燃料価格
中国電力ネットワーク株式会社	26,000 円

### ハ基準単価

### (イ) 最低料金を設定する電気契約種別

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円68銭0厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24銭5厘

## (ロ)(イ)以外の電気契約種別

1キロワット時につき	24銭5厘
------------	-------

### 別表2燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

## 別表2燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 0.1543$ 

 $\beta = 0.1322$ 

 $\gamma = 0.9761$ 

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

### 追加

### 口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、<u>各契約種別ごとに</u>次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 
$$(26,000 \ \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合

ハ~ニ (省略)

平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha$ ,  $\beta$ ,  $\gamma$ は, 次のとおりいたします。

供給区域	<u> </u>	<u>β</u>	<u> </u>
中国電力ネットワーク株式会社	0.0406	0.0982	1.2015

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

### 口 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
中国電力ネットワーク株式会社	80,300 円

## // 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価 の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 = 
$$\left($$
平均燃料価格  $-$  基準燃料価格 $\right) \times \frac{(2)$  の基準単価  $1,000$ 

ニ~ホ (省略)

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りといたします。 イエネワン中国 Aプラン

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	3円68銭0厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24銭5厘

### ロ エネワン中国 B プラン、エネワン動力プラン

### 追加

#### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 イ最低料金を設定する電気契約種別

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

### ロイ以外の電気契約種別

1 キロワット時につき	21銭2厘
-------------	-------

## (3) 燃料費調整単価の掲示

当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格および(1)ハにより算定された燃料費調整 単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。

- 3 離島ユニバーサルサービス調整
- (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

### イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 

- A=各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
- B=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
- C=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
- $\alpha$ ,  $\beta$ ,  $\gamma$ は, 次のとおりいたします。

供給区域	$\underline{\alpha}$	<u>β</u>	<u> </u>
中国電力ネットワーク株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円と

- し、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- 口 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
中国電力ネットワーク株式会社	<u>79,300 円</u>

## ハ離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
中国電力ネットワーク株式会社	119,00円

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下 第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

= (離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格)

×(2)の離島基準単価 × 1,000

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

### 離島ユニバーサルサービス調整単価

= (離島調整上限燃料価格 - 離島基準燃料価格)

× (2)の離島基準単価 1,000

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサル サービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサル サービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用
	期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
間	
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日まで	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
の期間	

毎年12月1日から翌年の2月28日まで 翌年の5月分の料金に係る計量期間等	
の期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の	
2月29日までの期間)	
へ 離島ユニバーサルサービス調整額	
離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された離	
島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定す	
る電気契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニ	
バーサルサービス調整単価といたします。	
(2) 離島基準単価	
離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといた	
します。	
) 目が収入するのでは、	

# 4 最低料金を設定する電気契約種別

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	1銭7厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	1厘

## ロ イ以外の電気契約種別

# <その他の主な変更点(下線部分が変更個所)>

IΒ	新
2 供給約款の変更	2 本約款等の変更
(1) 当社は、この供給約款を変更することがあります。	(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき,本約
	款、電気契約種別定義書(以下「本約款等」といいます。)を変更することがあります。
	この場合, 効力発生時期が到来したときは, 電気料金その他の供給条件は, 変更後の本約
	款等によります。
	イ 一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約
	款等」といいます。)の変更により本約款等の変更が必要な場合
	ロ 法令の制定もしくは改廃により、本約款等の変更が必要な場合
	ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合
	ニ その他当社が必要と判断した場合
(2) 当社は、この供給約款の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時期を	<u>削除</u>
あらかじめ個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法により説明し	
ます。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、	
変更後のこの供給約款によります。	
(3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給約款を変更する必	<u>削除</u>
要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給約款を	
変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その	
他の供給条件は、変更後のこの供給約款によります。	
(4) この供給約款の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付	(2) 本約款等の変更または契約の変更にともなう供給条件の説明,契約変更前の書面交
および契約変更後の書面交付を行う場合,以下の方法により行うことについて,あらかじ	付および契約変更後の書面交付を以下の方法により行なうことについて、あらかじめ承
め承諾していただきます。	諾していただきます。
イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または	イ供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行なう場合、書面の交付または電磁的

当社のWEB サイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

### 口 (省略)

(5) (4) にかかわらず、<u>この供給約款</u>の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

#### 7 供給契約の成立および契約期間

- (1) (省略)
- (2) 契約期間は、次によります。
- イ (省略)
- ロ 契約期間満了日の 15 日前までに供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約の満了日の翌日に、1 年ごとに同一条件で更新いたします。

## 37 損害賠償の免責

- (1) 10 (供給の開始) (1)によってあらかじめ定めた供給の開始日に供給を開始できなかった場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただ
- し、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (2) <u>35</u> (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限

## りではありません。

(3)~(5) (省略)

方法 (以下「当社が適当と判断した方法」といいます。) により行ない, 説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し, 記載します。

### 口 (省略)

(3) (2) にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

### 7 供給契約の成立および契約期間

- (1) (省略)
- (2) 契約期間は、次によります。

#### イ (省略)

ロ 契約期間満了日の 15 日前までに<u>当社またはお客さまのいずれかから</u>供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約の満了日の翌日に、1年ごとに同一条件で更新いたします。

### 36 損害賠償の免責

- (1) 10 (供給の開始) (1)によってあらかじめ定めた供給の開始日に供給を開始できなかった場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 34 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

### (3)~(5) (省略)

#### 42 供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には、当社は、供給契約の終了または変更の日に料金および工事費をお客さまに精算していただきます。なお、この場合は、供給地点ごとに精算するものといたします。

イ お客さまが契約電力または契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを終了させる場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力または契約容量分につき、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求される金額と同額を申し受けます。また、当社は、お客さまが契約電力または契約容量を新たに設定し、または増加されたことにともない一般送配電事業者が新たに施設した供給設備について、当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。

ロ お客さまが契約電力または契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、減少される契約電力または契約容量分につき、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求される金額と同額を申し受けます。また、一般送配電事業者の供給設備のうち契約電力または契約容量の減少に見合う部分について、イに定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額として当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。なお、この場合には、それぞれの電力量は、契約電力または契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

ハ (省略)

(2)~(3) (省略)

### 43 解約等

(1) (省略)

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて供給契約を解約することがあります。なお、この場合には、当社または当該債権譲受人は、供給

41 供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には、当社は、供給契約の終了または変更の日に料金および工事費をお客さまに精算していただきます。なお、この場合は、供給地点ごとに精算するものといたします。

イ お客さまが<u>契約電力等</u>を新たに設定し、または増加された<u>日以降</u>1年に満たないで<u>供</u> <u>給契約</u>を終了させる場合は、<u>当社は、託送約款等に定めるところにより、当該終了を原因</u> として当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。

ロ お客さまが契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、当社は、託送約款等に定めるところにより、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。

ハ (省略)

(2)~(3) (省略)

### 42 解約等

(1) (省略)

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて供給契約を解約することがあります。なお、この場合には、当社または当該債権譲受人は、供給

契約の解約の15日前までに解除日を予告するとともに、お客さまに対して①解除後無契	契約の解約の15日前までに解約日を予告するとともに、お客さまに対して解約後無契約
約となった場合には電気の供給が止まること <u></u> および <u>②</u> 特定小売供給が義務付けられて	となった場合には電気の供給が止まることおよび特定小売供給が義務付けられている小
いる小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があることを書面で説	売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があることを書面で説明いた
明いたします。当社または当該債権譲受人は、供給契約の解約に先立って、特定小売供給	します。
が義務付けられている小売電気事業者その他の事業者の供給約款メニューを紹介いたし	
ます。	
イ~ホ (省略)	イ~ホ (省略)
追加	44 供給方法および施設
	(1) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の
	供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによ
	るものといたします。
	(2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めること
	とされている供給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場
	合の一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置
	および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則としてお客さまと一
	般送配電事業者との協議によって定めていただきます。
55 工事費等の負担金	<u>                                    </u>
(1) 供給開始に当たって,一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備	
の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等	
を負担していただきます。	
(2) お客さまの都合による供給契約の終了または変更により、当社が工事費等の費用負	
担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。	
(3) お客さまが一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に対して	
希望する場合、その旨を当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまが希望する一般	
送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電	

事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を	
負担していただきます。	
(4) その他お客さまの都合にもとづく事情により当社が一般送配電事業者から工事費等	
<u>の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。</u>	
<u>追加</u>	45 工事費等の負担金
	(1) 当社が,一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより,お客さまへの電気
	の供給にともなう工事等に係る工事費負担金,費用の実費または実費相当額等の請求を
	受けた場合は、当社は、工事費等として原則として工事着手前にお客さまから申し受けま
	す。
	(2) 一般送配電事業者から,工事完成後,当該工事費等に係る工事負担金の精算を受けた
	場合は、当社は、工事費等をすみやかに精算するものといたします。
	(3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設
	備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
	(4) お客さまの都合によって供給開始に至らないで申込を取消または変更される場合
	で、一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当
	<b>御等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費等として</b>
	お客さまから申し受けます。
追加	51 管轄裁判所
	供給契約に関する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属合意管轄
	裁判所とします。

## <料金改定に関する変更点(下線部分が変更個所)>

IΒ		新			
4 実質再エネ中国 A	プラン		7 電灯需要		
			(1) 実質再エネ中国	A プラン	
<u>(1)</u> (省略)			<u>イ</u> (省略)		
(2) (省略)			口 (省略)		
(3) (省略)			<u>~</u> (省略)		
(4) 料金			<u>二</u> 料金		
料金は、その1月の	使用電力量にもとづき次によって算定された金額	預および電気供給約	は 料金は,その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額 <mark>。供給約款</mark> 別表		額 <mark>. 供給約款</mark> 別表 1
款(以下「供給約款	」といいます。)別表1(再生可能エネルギー発電	『促進賦課金》(3)に	)に (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電		可能エネルギー発電
よって算定された再	生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたし	、ます。 <u>ただし</u> , 電力	<u> 「大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大</u>		た燃料費調整額およ
量料金は,燃料費調	整単価が供給約款別表2(燃料費調整)(1)ロ(イ)は	によって算定される	16 び供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へにより算定された離島ユニバ		定された離島ユニバ
場合は、供給約款別	表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料	料費調整額を差し引	し引 <u>ーサルサービス調整額</u> の合計といたします。		
いたものとし、燃料	費調整単価が供給約款別表2(燃料費調整)(1)に	合約款別表 2(燃料費調整)(1) ロ(ロ)によって算定さ			
れる場合は、供給約	款別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された	た燃料費調整額を加			
えたものといたします。なお、燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、供給約款別					
表2(燃料費調整)(	2)イに準ずるものといたします。				
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	315円37銭	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	680円91銭
	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時ま	22円26銭		15 キロワット時をこえ 120 キロワット時ま	33円61銭
	での1キロワット時につき	72   120 mZ		での1キロワット時につき	22   101 承文
電力量料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時ま	27円57銭	電力量料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時ま	43円17銭
电刀里附亚	での1キロワット時につき		电刀里代本	での1キロワット時につき	40   111 政
	300 キロワット時をこえる	20 111 40 24		300 キロワット時をこえる	46 田 20 建
	1 キロワット時につき	28円40銭		1キロワット時につき	46円30銭

- (5) (省略)
- 6 実質再エネ中国 B プラン
- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(4)によって算定される場合は、供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整する場合は、供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、供給約款別表 2 (燃料費調整) (2)ロに準ずるものといたします。

## イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき 396 [	円00銭
-------------------------	------

#### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの	10 田 02 锉
1 キロワット時につき	19円03銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	24 田 45 全
1キロワット時につき	24円45銭

- **ホ** (省略)
- (2) 実質再エネ中国 B プラン
- イ (省略)
- 口 (省略)
- / (省略)
- 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表2(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

## (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	474円10銭
-------------------	---------

### (口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの	30円64銭
1 キロワット時につき	20   104 政
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	20 田 76 锉
1キロワット時につき	39円76銭

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25円18銭	300 キロワット時をこえる 24円 63 銭 1 キロワット時につき	42円59銭
(5) (省略)		ホ (省略)	•

#### (5) (省略)

## 7 実質再エネ動力プラン

(1)~(3) (省略)

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課 金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。た だし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表2(燃料費調整)(1)ロ(4)によって 算定される場合は、供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整 額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2(燃料費調整)(1)口(口)によ って算定される場合は、供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費 調整額を加えたものといたします。なお、燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、 供給約款別表2(燃料費調整)(2)口に準ずるものといたします。

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの 場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。ま た、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

### 口 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

	使用電力量	夏季料金	その他季料金
第1段階	最初の[契約電力×110]キロワット	1.6 FD 4.5 AB	15円16銭
料金	時までの1キロワット時につき	16円45銭	13 门 10 践

## 8 電力需要

## 実質再エネ動力プラン

(1)~(3) (省略)

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 2 (燃料費調 整)(1)ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサ ービス調整)(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたしま

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの 場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。ま た、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,217円15銭
---------------	-----------

### 口電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

	使用電力量	夏季料金	その他季料金
第1段階	最初の[契約電力×110]キロワット	30円07銭	27円53銭
料金	時までの1キロワット時につき	30 门 07 政	21 □ 55 豉

第2段階 [契約電力×110]キロワット時をこ 料金 える1キロワット時につき	21円93銭	21円93銭	第2段階料金	[契約電力×110]キロワット時をこ える1キロワット時につき	35円55銭	34円30銭
ハ (省略)			ハ(省略)	(Smb)		
(5)~(6) (省略)			$(5)\sim(6)$ $(4)$	<b>省略)</b>		
追加			附則 2 本定義書の実施にともなう切替措置			
			令和5年3月	31日以前から供給契約が継続し、令和	15年4月1日か	ら令和5年4月30
			日までの間に	当社が支払いを受ける権利が確定する料	<b>浄金の算定におけ</b>	る料金率は、7(電
			灯需要) (1) さ	ニ , (2)ニおよび 8 (電力需要) (4)にかね	かわらず, 次のと	おりといたします。
			(1) 実質再工	ネ中国 A プラン		
			最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワ	ット時まで	315円37銭
				15 キロワット時をこえ 120 :	キロワット時ま	22円26銭
				での1キロワット時につき		22   1 20 政
			電力量料金	120 キロワット時をこえ 300 :	キロワット時ま	27円57銭
			电刀里件並	での1キロワット時につき		21   137 政
				300 キロワット時をこえる		20 田 40 紀
				1キロワット時につき		28円40銭
			(2) 実質再	エネ中国 B プラン		
			イ 基本料金			
			契約容量1	キロボルトアンペアにつき		396円00銭
			口 電力量料	<u>金</u>	<u>.</u>	
			最初の 120	キロワット時までの		40.00.00
			1キロワッ	ト時につき		19円03銭
			120 キロワ	 ット時をこえ 300 キロワット時までの		0.4 57.45.45
			1キロワッ	ト時につき		24円45銭

300 キロワット時をこえる				
1 キロワット時につき			25円18銭	
(3) 実質再エ	ネ動力プラン			
イ 基本料金				
契約電力1キロワットにつき			999円90銭	
<u> </u>				
使用電力量		夏季料金	その他季料金	
第1段階 料金	最初の[契約電力×110]キロワット 時までの1キロワット時につき	16円45銭	15円16銭	
第2段階 料金	[契約電力×110]キロワット時をこ える1キロワット時につき	21円93銭	21円93銭	

# <その他の主な変更点(下線部分が変更個所)>

IΒ	新
2 供給契約条件の変更	削除
(1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。	
(2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時	
期をあらかじめ個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法により説	
明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件	
は、変更後のこの供給契約条件によります。	
(3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更す	
る必要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契	
約条件を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気	
料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。	
(4) この供給契約条件の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面	
交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あら	
かじめ承諾していただきます。	
イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または	
当社のWEB サイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当	
と判断した方法」といいます。) により行い, 説明および記載を要する事項のうち当該変	
更をしようとする事項のみを説明し、記載します。	
ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社	
の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定	
番号を記載します。_	
(5)(4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当	
然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容であ	

る場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項	
のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること	
および契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。	
追加	2 本定義書の変更
	(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2(本約款等の変更)に準じます。
	(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、
	廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
	(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の
	書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2(本約款等の変更)(2)
	および(3)に準じます。

# <料金改定に関する変更点(下線部分が変更個所)>

IΒ		新				
		<u>5 電灯需要</u>				
			広島一電力Aプラ	<u>'`</u>		
1 (省略)			(1) (省略)			
3 (省略)			(2) (省略)			
4 (省略)			(3) (省略)			
5 料金			(4) 料金			
料金は、その1月の	の使用電力量にもとづき次によって算定された金額	質および電気供給約	料金は,基本料金,	,電力量料金 <mark>,供給約款</mark> 別表 1(再生可能エネルギ	一発電促進賦課金)	
款(以下「供給約款	(」といいます。) 別表 1 (再生可能エネルギー発電	促進賦課金)(3)に	(3)によって算定さ	れた再生可能エネルギー発電促進賦課金 <mark>, 供給約</mark>	次別表 2(燃料費調	
よって算定された再	生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたし	ます。ただし、電力	整) (1) ホによって	算定された燃料費調整額および供給約款別表 3(第	惟島ユニバーサルサ	
量料金は、燃料費調	量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表 2(燃料費調整)(1) 口(4)によって算定される		ービス調整)(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたしま			
場合は、供給約款別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引		す。				
いたものとし、燃料	いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2(燃料費調整)(1)ロ(ロ)によって算定さ					
れる場合は、供給約	款別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された	た燃料費調整額を加				
えたものといたしま	す。なお,燃料費調整単価の算定に使用する基準	単価は、供給約款別				
表2(燃料費調整)	(2)イに準ずるものといたします。					
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	336円87銭	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	658円41銭	
	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時ま	20 円 76 銉		15 キロワット時をこえ 120 キロワット時ま	32円11銭	
	での1キロワット時につき	20円76銭		での1キロワット時につき	32   111	
電力量料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時ま	24円70銭	0.4 ITI 50.0A	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時ま	41 田 67 全	
	での1キロワット時につき		24円70銭  電力量料金	での1キロワット時につき	41円67銭	
	300 キロワット時をこえる	26円61銭	44 (1) (1)	300 キロワット時をこえる	44 00 00 44	
	1キロワット時につき			1キロワット時につき	44円80銭	

追加	(5) その他		
	当社は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装		リするための装置を
	取り付けることがあ	ります。	
追加	附則2 本定義書の実施にともなう切替措置		
	令和5年3月31日上	以前から供給契約が継続し,令和5年4月1日か	ら令和5年4月30
	日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、5		る料金率は,5(電
	灯需要)(4)にかかわらず、次のとおりといたします。		
	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	336円87銭
		15 キロワット時をこえ 120 キロワット時ま	20 田 76 铨
		での1キロワット時につき	20円76銭
	<b>電力長約</b>	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時ま	24 ⊞ 70 ↔
	電力量料金	での1キロワット時につき	24円70銭
		300 キロワット時をこえる	26 III 61 AR
		1 キロワット時につき	26円61銭

# <その他の主な変更点(下線部分が変更個所)>

IΒ	新
2 供給契約条件の変更	削除
(1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。	
(2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時	
期をあらかじめ個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法により説	
明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件	
は、変更後のこの供給契約条件によります。	
(3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更す	
る必要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契	
約条件を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気	
料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。	
(4) この供給契約条件の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面	
交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あら	
かじめ承諾していただきます。	
イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または	
当社の WEB サイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法 (以下「当社が適当	
と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変	
更をしようとする事項のみを説明し、記載します。	
ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社	
の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定	
番号を記載します。	
(5)(4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当	
然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容であ	

る場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項	
のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること	
および契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。	
追加	2 本定義書の変更
	(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2(本約款等の変更)に準じます。
	(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、
	廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
	(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の
	書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2(本約款等の変更)(2)
	および(3)に準じます。

<料金改定に関する変更点(下線部分が変更個所)>

IΠ		新	
		5 電灯需要	
		広島一電力Bプラン	
1 (省略)		(1) (省略)	
3 (省略)		(2) (省略)	
4 (省略)		(3) (省略)	
5 料金		( <u>4</u> ) 料金	
料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額	質 <u>および</u> 供給約款別	料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1(再生可能エネルギー発電化	足進賦課金)
表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された	再生可能エネルギー	(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金,供給約款別表2	2(燃料費調
発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調	周整単価が供給約款	整)(1)ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表 3(離島ユニ	バーサルサ
別表2(燃料費調整)(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別	表2(燃料費調整)	ービス調整)(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計	といたしま
(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約		す。	
款別表 2 (燃料費調整) (1) ロ(ロ)によって算定される場合は、供給約款別表 2 (燃料費調			
整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、燃料費調			
整単価の算定に使用する基準単価は、供給約款別表 2(燃料費調整)(2)口に準ずるもの			
といたします。			
(1) 基本料金		4 基本料金	
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく智	電気を使用しない場	基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使	囲しない場
合の基本料金は、半額といたします。		合の基本料金は、半額といたします。	
契約容量1キロボルトアンペアにつき	407円00銭	契約容量1キロボルトアンペアにつき 47	4円10銭
(2) 電力量料金		<u></u> 電力量料金	
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。		電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。	
最初の 120 キロワット時までの	18円07銭	最初の 120 キロワット時までの 22	9円14銭

1キロワット時につき		1 キロワット時につき	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	
	24円16銭		38円26銭
1キロワット時につき		1キロワット時につき	
300 キロワット時をこえる	26 田 02 辞	300 キロワット時をこえる	41 田 00 全
1 キロワット時につき	26円03銭	1キロワット時につき	41円09銭
追加		(5) その他	
		<u></u> 契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等により、電灯または小型	機器を使用すること
		は不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、	供給約款33(違約
		金)に定める違約金を申し受けます。	
追加		附則2 本定義書の実施にともなう切替措置	
		令和5年3月31日以前から供給契約が継続し、令和5年4月1日な	から令和5年4月30
		日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定におり	する料金率は, 5 (電
		灯需要)(4)にかかわらず、次のとおりといたします。	
		(1) 基本料金	
		契約容量1キロボルトアンペアにつき	407円00銭
		(2) 電力量料金	
		最初の120キロワット時までの	10 円 07 紀
		1 キロワット時につき	18円07銭
		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	24 ⊞ 16 ♣
		1 キロワット時につき	24円16銭
		300 キロワット時をこえる	44, 60 111 3.6
		1キロワット時につき	26円03銭

# <その他の主な変更点(下線部分が変更個所)>

IΒ	新
2 供給契約条件の変更	削除
(1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。	
(2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時	
期をあらかじめ個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法により説	
明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件	
は、変更後のこの供給契約条件によります。	
(3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更す	
る必要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契	
約条件を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気	
料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。	
(4) この供給契約条件の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面	
交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あら	
かじめ承諾していただきます。	
イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または	
当社の WEB サイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法 (以下「当社が適当	
と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変	
更をしようとする事項のみを説明し、記載します。	
ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社	
の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定	
番号を記載します。	
(5)(4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当	
然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容であ	

る場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項	
のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること	
および契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。	
追加	2 本定義書の変更
	(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2(本約款等の変更)に準じます。
	(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、
	廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
	(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の
	書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2(本約款等の変更)(2)
	および(3)に準じます。

# <料金改定に関する変更点(下線部分が変更個所)>

П			新		
			5 電灯需要		
			広島一電力Sプラ	<u>v</u>	
1 (省略)			(1) (省略)		
3 (省略)			(2) (省略)		
4 (省略)			(3) (省略)		
5 料金			<u>(4)</u> 料金		
料金は、その1月	目の使用電力量にもとづき次によって算定された金額	預および電気供給約	料金は,基本料金	,電力量料金 <mark>,供給約款</mark> 別表 1(再生可能エネルギ・	一発電促進賦課金)
款(以下「供給約	<u>款」といいます。)</u> 別表1(再生可能エネルギー発電	『促進賦課金》(3)に	(3)によって算定さ	られた再生可能エネルギー発電促進賦課金 <mark>,供給約款</mark>	划表 2(燃料費調
よって算定された	再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたし	ンます。 <u>ただし、電力</u>	整) (1) ホによって	て算定された燃料費調整額および供給約款別表 3(離	<b>塩島ユニバーサルサ</b>
量料金は、燃料費	調整単価が供給約款別表2(燃料費調整)(1)ロ(イ)は	によって算定される	_ ビス調整) (1)~	- により算定された離島ユニバーサルサービス調整額	の合計といたしま
場合は, 供給約款	別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料	料費調整額を差し引	す。		
いたものとし、燃	料費調整単価が供給約款別表2(燃料費調整)(1)に	1(ロ)によって算定さ			
れる場合は、供給	約款別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された	た燃料費調整額を加			
えたものといたし	ます。なお、燃料費調整単価の算定に使用する基準	単価は、供給約款別			
表2(燃料費調整)	) (2)イに準ずるものといたします。				
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	371円25銭	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	770円95銭
電力量料金	15 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24円75銭	電力量料金	15 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39円43銭
追加			(5) その他		
			当社は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を		
			取り付けることが	あります。	
<u>追加</u>			附則2 本定義書の	実施にともなう切替措置	

新旧対照表	電気契約種別定義書	広島一電力Sプラン	⁄(中国電力コ	エリア【低圧】)	令和5年4月1日実施	
				日までの間に当社	日以前から供給契約が継続し、令和5年4月1日 が支払いを受ける権利が確定する料金の算定にま かわらず、次のとおりといたします。	
				月四夕/ 17/10% %	1 ±1945 = 2 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1	44 30 III 05 04

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	371円25銭
電力量料金	15 キロワット時をこえる1 キロワット時につき	24円75銭

# <その他の主な変更点(下線部分が変更個所)>

IΒ	新
2 供給契約条件の変更	削除
(1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。	
(2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時	
期をあらかじめ個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法により説	
明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件	
は、変更後のこの供給契約条件によります。	
(3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更す	
る必要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契	
約条件を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気	
料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。	
(4) この供給契約条件の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面	
交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あら	
かじめ承諾していただきます。	
イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または	
当社の WEB サイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法 (以下「当社が適当	
と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変	
更をしようとする事項のみを説明し、記載します。	
ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社	
の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定	
番号を記載します。	
(5)(4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当	
然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容であ	

る場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項	
のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること	
および契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。	
追加	2 本定義書の変更
	(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2(本約款等の変更)に準じます。
	(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、
	廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
	(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の
	書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2(本約款等の変更)(2)
	および(3)に準じます。

## <料金改定に関する変更点(下線部分が変更個所)>

II	∃	兼	折	
		5 電力需要		
		エネワン低圧プラン		
1 (省略)		<u>(1)</u> (省略)		
3 (省略)		<u>(2)</u> (省略)		
4 (省略)		( <u>3)</u> (省略)		
6 料金		( <u>4)</u> 料金		
料金は、基本料金、電力量料金および供給約	款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課	料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別	表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)	
金)(3)によって算定された再生可能エネル	ギー発電促進賦課金の合計といたします。た	(3)によって算定された再生可能エネルギー	発電促進賦課金,供給約款別表 2(燃料費調	
だし、基本料金は、(3)によって力率割引を	する場合は、力率割引をしたものといたしま	整)(1)ホによって算定された燃料費調整額	および供給約款別表 3(離島ユニバーサルサ	
す。また、電力量料金は、燃料費調整単価が	ば供給約款別表2(燃料費調整)(1)ロ(イ)によ	ービス調整)(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたしま		
って算定される場合は、供給約款別表 2(燃	料費調整)(1)ニによって算定された燃料費	す。		
調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2(燃料費調整)(1)口(1)				
によって算定される場合は、供給約款別表 2	2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃			
料費調整額を加えたものといたします。なお	,燃料費調整単価の算定に使用する基準単価			
は,供給約款別表 2(燃料費調整)(2)ロに近	<b>準ずるものといたします。</b>			
(1) 基本料金		<u>イ</u> 基本料金		
基本料金は、1月につき次のとおりといたし	ます。ただし,契約電力が 0.5 キロワットの	基本料金は、1月につき次のとおりといたし	ます。ただし,契約電力が 0.5 キロワットの	
場合の基本料金は、契約電力が1キロワット	トの場合の基本料金の半額といたします。ま	場合の基本料金は、契約電力が1キロワット	トの場合の基本料金の半額といたします。ま	
た、まったく電気を使用しない場合の基本料	<b> 金は,半額といたします。</b>	た、まったく電気を使用しない場合の基本料	<b> 金は,半額といたします。</b>	
契約電力 1 キロワットにつき	1,111円00銭	契約電力 1 キロワットにつき	1,217円15銭	
(2) 電力量料金		口 電力量料金		
電力量料金は、その1月の季節別の使用電力	7量によって算定いたします。	- 電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。		

使用電力量	夏季料金	その他季料金	使用電力量	夏季料金	その他季料金	
1キロワット時につき	15円01銭	13円72銭	1キロワット時につき	28円57銭	26円03釘	銭
(3) 力率割引			削除			
力率割引として、その1月の	基本料金を 5 パーセント割引	いたします。ただし,まった				
く電気を使用しない場合、力	率割引は適用いたしません。_					
追加			(5) その他			
			契約主開閉器を無断で取り外	す, 交換する等の行為や変圧	器,発電設備等を介して,電	<b>電灯</b>
			または小型機器を使用する等	5の行為は不正利用となり,供	共給契約を解約することがあ	あり
			ます。この場合、供給約款3:	3(違約金)に定める違約金を	を申し受けます。	
追加			附則2本定義書の実施にとも	なう切替措置		
			令和5年3月31日以前から	供給契約が継続し、令和5年	4月1日から令和5年4月	30
			日までの間に当社が支払いを	受ける権利が確定する料金の	算定における料金率は,5	(電
			力需要)(4)にかかわらず、ク	欠のとおりといたします。また	た,力率割引として,その1	1月
			の基本料金を 5 パーセント書	胴」いたします。ただし,まっ	ったく電気を使用しない場合	<u></u>
			力率割引は適用いたしません	<u>'0                                    </u>		
			(1) 基本料金			
			契約電力1キロワットにつ	<u>*************************************</u>	1,111 円 00 釘	銭
			(2) 電力量料金	·		
			使用電力量	夏季料	金 その他季料金	
			1キロワット時につき	<u>15 F</u>	円01銭 13円72釗	銭

# <その他の主な変更点(下線部分が変更個所)>

IΗ	新
2 供給契約条件の変更	削除
(1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。	
(2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時	
期をあらかじめ個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法により説	
明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件	
は、変更後のこの供給契約条件によります。	
(3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更す	
る必要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契	
約条件を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気	
料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。	
(4) この供給契約条件の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面	
交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あら	
かじめ承諾していただきます。	
イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または	
当社の WEB サイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法 (以下「当社が適当	
と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変	
更をしようとする事項のみを説明し、記載します。	
ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社	
の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定	
番号を記載します。	
(5)(4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当	
然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容であ	

る場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項	
のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること	
および契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。	
追加	2 本定義書の変更
	(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2(本約款等の変更)に準じます。
	(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、
	廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
	(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の
	書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2(本約款等の変更)(2)
	および(3)に準じます。

<料金改定に関する変更点(下線部分が変更個所)>

(ああ		亲	f
		7 電灯需要	
		広島一電力低圧高負荷(電灯)	
1 (省略)		<u>(1)</u> (省略)	
(1) (省略)		<u>(2)</u> (省略)	
(2) 契約負荷設備		削除	
契約負荷設備をあらかじめ設定していただき	きます。		
(3) (省略)		(3)(省略)	
(4) 料金		(4) 料金	
料金は、基本料金、電力量料金および供給約	款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課	料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別	表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)
金)(3)によって算定された再生可能エネル	ギー発電促進賦課金の合計といたします。た	(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金, <mark>供給約款別表 2(燃料費調</mark>	
だし、基本料金は、(3)によって力率割引を	する場合は、力率割引をしたものといたしま	整)(1)ホによって算定された燃料費調整額	および供給約款別表 3(離島ユニバーサルサ
す。また、電力量料金は、燃料費調整単価が	す。また、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表 2 (燃料費調整) (1) ロ(イ)によ		ニバーサルサービス調整額の合計といたしま
って算定される場合は、供給約款別表 2(燃	燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費	す。	
調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単	単価が供給約款別表 2(燃料費調整)(1)ロ(ロ)		
によって算定される場合は、供給約款別表 2	2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃		
料費調整額を加えたものといたします。なお	,燃料費調整単価の算定に使用する基準単価		
は,供給約款別表 2(燃料費調整)(2)ロに達	<b>準ずるものといたします。</b>		
(1) 基本料金		<u>1</u> 基本料金	
—   基本料金は,1 月につき次のとおりといたします。ただし,契約電力が 0.5 キロワットの		基本料金は、1月につき次のとおりといたし	ます。ただし,契約電力が 0.5 キロワットの
場合の基本料金は、契約電力が1キロワット	トの場合の基本料金の半額といたします。ま	場合の基本料金は、契約電力が1キロワット	トの場合の基本料金の半額といたします。ま
た、まったく電気を使用しない場合の基本料	4金は,半額といたします。	た、まったく電気を使用しない場合の基本料	金は、半額といたします。
契約電力 1 キロワットにつき	1,507円00銭	契約電力 1 キロワットにつき	1,613円15銭

### (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円00銭	14円62銭

### ハカ率割引

力率割引として、その1月の基本料金を5パーセント割引いたします。ただし、まった く電気を使用しない場合、力率割引は適用いたしません。

ニ (省略)

- 1 (省略)
- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課 金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。た だし、基本料金は、(3)によって力率割引をする場合は、力率割引をしたものといたしま す。また、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表2(燃料費調整)(1)ロ(4)によ って算定される場合は、供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費 調整額を差し引いたものとし,燃料費調整単価が供給約款別表2(燃料費調整)(1)ロ(ロ) によって算定される場合は、供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃 料費調整額を加えたものといたします。なお,燃料費調整単価の算定に使用する基準単価 は、供給約款別表2(燃料費調整)(2)口に準ずるものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5 キロワットの |基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5 キロワットの

### 口 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	31円04銭	29円71銭

### 削除

### (5) (省略)

## 8 電力需要

広島一電力低圧高負荷(動力)

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 2 (燃料費調 整)(1)ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサ ービス調整)(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたしま す。

## イ 基本料金

場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき 1,507 円 00 銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円00銭	14円62銭

### ハカ率割引

力率割引として、その1月の基本料金を5パーセント割引いたします。ただし、まった く電気を使用しない場合、力率割引は適用いたしません。

ニ (省略)

場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき

1,613円15銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	31円04銭	29円71銭

削除

(5) (省略)

追加

## 附則2 本定義書の実施にともなう切替措置

令和5年3月31日以前から供給契約が継続し、令和5年4月1日から令和5年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、7(電灯需要)(4)および8(電力需要)(4)にかかわらず、次のとおりといたします。また、力率割引として、その1月の基本料金を5パーセント割引いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合、力率割引は適用いたしません。

(1) 広島一電力低圧高負荷(電灯)

イ 基本料金

契約電力1キロワットにつき

1,507円00銭

口 電力量料金

使用電力量	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	16円00銭	14円62銭

(2) 広島一電力低圧高負荷(動力)

イ 基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき		1,507円00銭
口 電力量料金		_
使用電力量	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	16円00銭	14円62銭

# <その他の主な変更点(下線部分が変更個所)>

IΗ	新
2 供給契約条件の変更	削除
(1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。	
(2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時	
期をあらかじめ個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法により説	
明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件	
は、変更後のこの供給契約条件によります。	
(3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更す	
る必要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契	
約条件を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気	
料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。	
(4) この供給契約条件の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面	
交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あら	
かじめ承諾していただきます。	
イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または	
当社の WEB サイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法 (以下「当社が適当	
と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変	
更をしようとする事項のみを説明し、記載します。	
ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社	
の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定	
番号を記載します。	
(5)(4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当	
然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容であ	

る場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項	
のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること	
および契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。	
追加	2 本定義書の変更
	(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2(本約款等の変更)に準じます。
	(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、
	廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
	(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の
	書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2(本約款等の変更)(2)
	および(3)に準じます。